

第 70 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃377,700円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃1,201,300円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃346,200円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃112,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃487,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃15,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃4,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃6,500円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃834,000円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃156,216円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃781,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,333円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃359,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃438,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,397,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,265,420円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃84,500円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。